

室戸市高齢者補聴器購入費補助金のご案内

室戸市では、聴力機能の低下により日常生活に支障がある高齢者の方の閉じこもりや認知機能の低下を防ぐことを目的に、補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者（以下の①～④をいずれも満たす方）

- ① 室戸市に住所を有する満65歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けておらず、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度による補聴器の交付を受けられない方
- ③ 片耳レベルが40dB以上70dB未満の中等度難聴であって、耳鼻咽喉科の医師により、補聴器の必要性を認める証明を受けることができる方
- ④ 過去に本事業を利用したことがない方

助成内容・金額

補聴器本体1台分の購入費用の2分の1（上限3万円。1円未満の端数切捨て。）
※診察料、検査料等の受診費用、修理、保守、電池交換、文書料、付属品等の費用は対象外。ただし、医師が必要と認めた場合はイヤモールドの費用は対象とします。

申請の流れ

① 申請書の入手

市の窓口またはホームページより申請書を入手



② 耳鼻咽喉科を受診

申請書を持参し「耳鼻咽喉科」を受診してください。申請書の「医師による証明欄」に医師の証明をもらってください。

※診察料、証明料は自己負担となります。



③ 「申請書」と「補聴器の見積書」を保健介護課へ提出

補聴器販売事業者に、補聴器見積書を作成してもらってください。

※見積書は補聴器本体の費用がわかるもの（イヤモールドの補助を申請する場合はその費用の記載があるもの）

※申請書の医師の証明及び補聴器見積書は提出前3ヵ月以内に証明又は発行されたものをお願いします。



④ 保健介護課で審査後、助成金の交付の可否を通知

（裏面に続く）

申請書を受理・審査後、補助金交付の可否を申請者に通知します。交付決定を受けた場合は、速やかに補聴器を購入してください。

↓

⑤ 補聴器を購入後、請求書等を保健介護課へ提出

提出書類：

- ・ 室戸市高齢者補聴器購入費補助金実績報告書兼請求書
- ・ 領収書の原本

※購入費用の明細（本体の金額及びイヤモールドの購入を認められている場合はその金額）がわかるもので、宛名は申請者本人氏名記載のこと。

※領収書はコピーをとらせていただき原本をお返しします。

↓

⑥ 補助金振込

ご注意ください

- ・ 補助金交付決定前に購入した補聴器は補助対象外です。
- ・ 補聴器購入費用はいったん全額自己負担となります。
- ・ 実績報告書兼請求書は補助金の交付を受けた日の属する年度の末日までに提出してください。

○申請及びお問い合わせ先

室戸市保健介護課 高齢者介護班

〒781-7109

室戸市領家87番地 室戸市保健福祉センター内

Tel 0887-22-5155